

9.3 日英原子力協力協定

9.3.1 経緯

- ・ 英国が開発したコールダーホール改良型原子炉の導入をはかるため、1958年に最初の日英原子力協力協定を締結(1958年6月16日署名、12月5日発効)
- ・ 本協定は、日本が英国から原子炉等の供給を受けるとの立場を反映し、再処理や保障措置に関し、日本が一方的に義務を負う片務的なもの
- ・ 本協定の有効期限満了にともない、片務的なものから相互主義にもとづくものに改訂され、1968年3月6日に署名、同年10月15日に発効
- ・ 本協定の有効期間は30年で、1998年に全面改訂され、新協定は、1998年2月25日に署名され、同年10月12日に発効。
- ・ 尚、旧協定も含め、日英原子力協力協定の下での協力の主なものとして、日本の原子炉の使用済燃料の英国の再処理工場(THORP)での再処理委託が挙げられる。

9.3.2 構成

協定(14条からなる本文、附属書A、B、C)、合意議事録

9.3.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家の交換、公開情報の提供、資材、核物質、設備の移転、役務の提供を規定(第1条)

○平和的非爆発目的のみの使用

- ✓ 本協定に基づいて移転された資材、核物質、設備、回収され又は副産物として生産された核物質¹³について平和的非爆発目的のみへの使用を規定(第3条)

○保障措置

- ✓ 第3条の義務の履行を確保するため、保障措置に関し、日本国内における協定対象核物質については、日IAEA保障措置協定を適用、英国内における協定対象核物質については、英国、EURATOM、IAEA間の保障措置協定¹⁴及び同協定に規定する保障措置に関する補助的措置並びにEURATOM保障措置を適用(第4条)
- ✓ 補助的措置として、①IAEA保障措置の適格施設及びその部分、選択施設及びその部分のリストの英国から日本への提供、②核物質が適格施設あるいはその部分であって、選択施設あるいはその部分でない場所に置かれる場合には、選択施設及びその部分にある核物質による代替を含む、双方が満足する取極の締結、③協定の適用対象の核物質及び代替核物質の在庫、払出し、受入れに関する報告書の、英国から日本への施設ごと、1年単位での提供、④③の報告書に関する協議、同報告書の問題を解決するための適切な措置、を言う(合意議事録第4パラグラフ)

¹³ 本協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質又は本協定に基づいて移転された設備を用いて行う処理によって得られた核物質

¹⁴ INFCIRC/263

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関して、附属書 B(核物質の区分表は核物質防護条約と同じ)と最小限、同等水準の適切な防護措置を維持(第 5 条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された資材、核物質、設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転の条件(当該受領国における①平和的非爆発目的のみへの使用、②非核兵器国への移転の場合には、当該受領国における包括的保障措置の適用、③IAEA 保障措置の適用、④附属書 B に定める水準の核物質防護措置の適用、⑤更なる再移転の場合に、①～④の保証が得られること、に関して受領締約国が保証を得ること、又は供給締約国の事前同意)を規定
- ・ 本協定に基づいて移転された濃縮、再処理又は重水生産設備、ウラン 233 若しくは 255 の高濃縮ウラン又はプルトニウムの管轄外移転については、上記保証のほか、供給締約国の事前同意が必要
(第 6 条、附属書 C)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 協定違反等の場合の是正措置を要求する権利、是正措置が適当な期間内にとられない場合の協定の停止又は終了の権利、協定に基づいて移転された核物質の返還請求権を規定(第 11 条)

○存続期間

- ✓ 25 年間有効
- ✓ 25 年経過の 6 か月前に書面による終了の通知がなされない限り自動延長されるが、その後は 6 か月前の書面による通知によりいつでも終了させることが可能
(第 14 条)

資料 9-3 日英原子力協力協定

・日英原子力協力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定

〔平成10年10月12日〕
条約第13号

日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、原子力の平和的利用の促進に引き続き協力することを希望し、

1968年3月6日に署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「旧協定」という。）の下での原子力の平和的利用における両国間の緊密な協力を考慮し、

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が1968年7月1日に作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「不拡散条約」という。）の締約国であることに留意し、

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の加盟国であることを認識して、

次のとおり協定した。

第1条

1 両締約国政府は、両国における原子力の平和的非爆発目的利用の促進のため、この協定の下で次の方法により協力する。

(a) 両締約国政府は、それぞれの管轄の下にある公私の組織の間における専門家の交換による協力を助長する。日本国の組織とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の組織との間における取決め又は契約であってこの協定に沿ったものの実施に伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれこれらの専門家の自国の領域への入国及び自国の領域における滞在を容易にする。

(b) 両締約国政府は、合意によって定める条件で公開の情報を相互に提供し、及びそれぞれの管轄の下にある者の間又はいずれか一方の締約国政府と他方の締約国政府の管轄の下にある者との間において、合意によって定める条件で公開の情報を交換することを容易にする。

(c) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、資材、核物質及び設備を他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に供給し、又はこれから受領することができる。

(d) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に役務を提供し、又はこれらから役務の提供を受けることができる。

2 両締約国政府は、また、原子力の平和的非爆発目的利用の促進のため、1 に定める方法以外の方

法によって協力することができる。

第2条

前条に定める両締約国政府の間の協力は、この協定の規定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、前条1(c)に定める協力の場合については、次の要件に従う。

- (a) 日本国政府は又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。1977年3月4日に作成された不拡散条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と機関との間の協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。
- (b) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、グレート・ブリテン及び北部アイルランド内の施設にあるすべての非軍事用核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。1976年9月6日に作成された不拡散条約に関連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第3条

この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非核爆発目的にのみ使用される。

第4条

1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

- (a) 日本国内においては、第2条(a)に規定する協定の適用を受ける。
- (b) (i) グレート・ブリテン及び北部アイルランド内においては、(1)第2条(b)に規定する協定及び同協定に規定する保障措置に関する補助的措置並びに(2)1957年3月25日に署名されたユーラトムを設立する条約に基づくユーラトムの保障措置の適用を受けるものとし、
- (ii) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のその他の領域内には、機関の保障措置((i)において特定される保障措置と同等のもの)の適用を受諾する取極及び適当な場合にはそのような保障措置に関する補助的措置をとる取極が作成されない限り置かれない。

2 いずれか一方の締約国政府が、機関又はユーラトムが何らかの理由により1において特定される保障措置を適用していないこと又は適用しないであろうことを知った場合には、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関又はユーラトムの保障措置の原則及び手続に合致する取極であって、効果及び適用範囲に関して1において特定される保障措置と同等の保障措置を可能とするものを速やかに締結する。

第5条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関し、適切な防護の措置が維持されるものとし、当該防護の措置は、最小限この協定の付属書Bに定める水準のものとする。

第6条

- 1 この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、この協定の附属書Cに記載された条件が満たされることについての保証を受領締約国政府が両締約国政府により適切と認められる方法によって得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約国政府の文書による事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄の外(供給締約国政府の管轄内を除く。)に移転され又は再移転されない。
- 2 次に掲げるものは、1の要件を満たし、かつ、供給締約国政府の文書による事前の同意がある場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外(供給締約国政府の管轄内を除く。)に移転され又は再移転されない。
 - (a) 濃縮、再処理又は重水生産のための設備であってこの協定に基づいて移転されたもの
 - (b) この協定に基づいて移転された同位元素ウラン233若しくは235の20パーセント以上の濃縮ウラン又はプルトニウム

第7条

- 1 直接であると第3国を経由してであるとを問わず、両国間において移転される資材、核物質及び設備は、供給締約国政府が受領締約国政府に対し予定される移転を文書により通告した場合に限り、かつ、これが受領締約国政府の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された品目の移転に先立ち、移転される当該品目がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の管轄の下にある認められた者であることの文書による確認を受領締約国政府から得なければならない。
- 2 この協定の適用を受ける資材、核物質及び設備は、次の場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
 - (a) これらの品目がこの協定の関係規定に従い受領締約国政府の管轄の外に移転された場合
 - (b) 当該品目がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約国政府が合意する場合
 - (c) 核物質について、機関が、第2条に規定する関連の協定の保障措置の終了に係わる規定に従い、当該核物質が消耗したこと、機関の保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定した場合

第8条

- 1 旧協定は、この協定が効力を生ずる日に終了する。
- 2 資材、核物質及び設備であって旧協定の終了の時にいずれかの締約国政府の管轄の下にあり旧協定の適用を受けていたものは、この協定の適用を受ける。

第9条

この協定のいかなる規定も、この協定の署名の日に締約国政府が原子力の平和的利用に関する他の国際協定及び関連する他の国際協定に基づき負っている義務に影響を及ぼさない。

第10条

- 1 この協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国

政府の要請により、相互に協議を行う。

- 2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続により解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この2の規定に従って選定される3人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる。)、指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第3国の国民である第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから30日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから30日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であってもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続きは、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国を拘束する。

第11条

いずれか一方の締約国政府が、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、第3条から第6条までの規定又は第10条に規定する仲裁裁判所の決定に従わない場合には、他方の締約国政府は、当該一方の締約国政府に対し是正措置を取るよう要求する権利を有する。その是正措置が適当な期間内にとられなかったときは、その是正措置を要求した締約国政府は、文書による通告によってこの協定を停止し又は終了させる権利を有する。この場合において、この協定を終了させた締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質であってその時に他方の締約国政府の管轄の下にあるものの返還を要求することができる。ただし、その返還につき時価による支払いを行うことを条件とする。

第12条

この協定の適用上、

- (a) 「両締約国政府」とは、日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府をいう。「締約国政府」とは、両締約国政府のいずれか一方をいう。
- (b) 「者」とは、個人又は団体をいい、両締約国政府を含まない。
- (c) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は製造された主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書A のA部に掲げるものをいう。
- (d) 「核物質」とは、次に定義する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。
- (i) 原料物質とは、次の物質をいう。
- ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
 - 同位元素ウラン235の劣化ウラン
 - トリウム
 - 金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質
 - 他の物質であって両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
 - 両締約国政府により合意されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン233

同位元素ウラン233又は235の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質には原料物質を含めない。

(e) 「資材」とは、原子炉において使用される物質であってこの協定の附属書AのB部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(f) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質又はこの協定に基づいて移転された設備を用いて行う一若しくは二以上の処理によって得られた核物質をいう。

(g) 「公開の情報」とは、いずれか一方の締約国政府が秘密として指定していない情報をいう。

第13条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の文書による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第14条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、25年間効力を有するものとし、その後は、3の規定に従って終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国政府も、6箇月前に他方の締約国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の25年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

4 この協定の停止又は終了の後においても、第3条から第6条まで、第7条2及び第10条から第12条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1998年2月25日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小淵恵三

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

デーヴィッド・ライト

附属書A

A部

- 1 原子炉制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間100グラムを越えない炉をいう。）
- 2 原子炉容器1に定義された原子炉の炉心及び8に定義された原子炉内装物を収納するために特に設計され又は製作された金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機1に定義された原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作用の設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備1に定義された原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計され又は製作された棒、当該棒の支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管1に定義された原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を50気圧(5.1MPa)を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管
- 6 ジルコニウム管ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作され、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が1対500未満のもの
- 7 一次冷却材ポンプ1に定義された原子炉用の一次冷却材を循環させるために特に設計され又は製作されたポンプ
- 8 原子炉内装物炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に定義された原子炉用に特に設計され又は製作された原子炉内装物
- 9 熱交換器1に定義された原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計され又は製作された熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器1に定義された原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計され又は製作された中性子検出機器及び中性子計測機器
- 11 照射済燃料要素の再処理プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備
- 12 原子炉燃料要素の加工プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備
- 13 ウラン同位元素の分離プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備であって分析機器以外のもの
- 14 重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに当該プラントのために特に設計され又は製作された設備
- 15 ウランの転換プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備

B部

- 1 重水素 A部の1に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素原子との比が1対5000を超える重水素化合物(重水(酸化重水素)を除く。)
- 2 原子炉級黒鉛 硼素当量百万分の五の純度を越える純度を有し、一立方センチメートル当たり1.50グラムを超える密度を有する黒鉛であって、A部の1に定義された原子炉において使用されたもの

附属書B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によって囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域内、すなわち、第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。(このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可なしに出入が行われること又は許可なしに関係核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。)

輸送に当たっては、第二群及び第三群の核物質の輸送について定められた前期の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分

核物質	形態	第一群	第二群	第三群(注c)
1 プルトニウム (注a)	未照射(注b)	2Kg 以上	500g を超え 2Kg 未満	15g を超え 500g 以下
2 ウラン 235	未照射(注b) U235 の濃縮度 が 20%以上の U	5Kg 以上	1Kg を超え 5Kg 未満	15g を超え 1Kg 以下
	未照射(注b) U235 の濃縮度 が 10%以上 20% 未満の U		10Kg 以上	1Kg を超え 10Kg 未満
	未照射(注b) U235 の濃縮度 が天然 Uにおけ る混合率を超え 10%未満の U			10Kg 以上
3 ウラン 233	未照射(注b)	2Kg 以上	500g を超え 2Kg 未満	15g を超え 500g 以下
4 照射済 燃料			劣化 U、天然 U,Th 又は低濃 縮燃料(核分 裂性成分含有 率 10%未満 (注d、注e)	

注a すべてのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一グレイ(100ラド)以下であるもの

注c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注d 第二群についての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にこの燃料からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一グレイ(100ラド)を超える間は防護の水準を一群下げることができる。

附属書C

- 1 移転され又は再移転される品目は、受領国である第三国において平和的非爆発目的にのみ使用されること
- 2 受領国である第三国が非核兵器国である場合には、当該第三国におけるすべての核物質について機関による保障措置が適用されており、かつ、引き続き適用されること
- 3 核物質が移転され又は再移転される場合には、受領国である第三国において、機関による保障措置が当該核物質について適用されること
- 4 核物質が移転され又は再移転される場合には、受領国である第三国において、最小限附属書Bに定める水準の防護の措置が当該核物質についてとられること
- 5 移転され又は再移転される品目が受領国である第三国から更に他の国に再移転される場合には、この附属書Cに規定する条件と同等のものが満たされることについての保証が当該他の国から得られること

合意された議事録

本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、協定第二条(b)に規定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定(以下「保障措置協定」という。)に基づき、国家安全保障上の理由がある場合を除くほか、グレート・ブリテン及び北部アイルランド内の施設及びその部分にあるすべての核物質に対して、機関の保障措置の適用を受諾することを約束していることが確認される。
- 2 協定第四条に関し、協定の効果的な実施のため、両締約国政府は、協定の適用を受ける資材、核物質(グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府の場合には、当該核物質に代わる核物質を含む。)及び設備の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。
- 3 協定第四条1に関し、それぞれの国において効力を有する関係法令に従い、協定の適用を受けるすべての核物質を対象とする国内又は地域内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。
- 4 協定第四条1(b)(i)に規定する補助的措置は次のとおりであることが確認される。
 - (a) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、日本国政府に対し、機関による保障措置の適用について適格性を有する施設及びその部分の一覧表並びに機関が保障措置の適用上指定している施設及びその部分の一覧表を毎年提供する。
 - (b) 核物質が協定の適用を受けることとなり、かつ、機関による保障措置の適用について適格性を有するが機関が保障措置の適用上指定していない施設及びその部分に置かれることとなる場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、協議を通じて、かつ、当該核物質の移転を遅延させることなく、双方が満足する取極(実施可能な範囲内で、機関が保障措置の適用上指定している施設及びその部分にある同量の核物質であって核分裂性同位元素の含有量が同等以上のものによる代替を含む。)を行う。

(c) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、日本国政府及び機関に対し、相互の取極に従い、協定の適用を受ける核物質及びこれに代わる核物質の在庫、払出し及び受入れに関する報告書を施設ごとに一年単位で提供する。

(d) 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、(c)の規定に従って提供される報告書に関して協議し、及び当該報告書に関する問題を解決するために適切な措置をとる。

5 協定第四条1(b)(ii)に規定する機関の保障措置に関する補助的措置をとる取極は、両締約国政府間において作成されることが確認される。

6 協定第八条2に関し、資材、核物質及び設備であって旧協定の適用を受けていたものについての協定の規定の適用を容易にするために、両締約国政府は、これらの品目の一覧表を作成する。

7 協定第九条に関し、協定の実施は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が原子力の平和的利用に関する他の国際協定及び関連する他の国際協定に基づき負っている義務により妨げられないことが確認される。

1998年2月25日東京で

日本国政府のために

小淵恵三

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

デーヴィッド・ライト